

経済産業省

(制定) 平成 12・03・27 生局第1号
平成 12 年 3 月 28 日
(改正) 平成 13・05・09 製局第13号
平成 13 年 8 月 7 日
(改正) 平成 23・07・01 情局第5号
平成 23 年 7 月 1 日
(改正) 20130614 情局第4号
平成 25 年 6 月 14 日
(改正) 20150619 情局第2号
平成 27 年 6 月 26 日

伝統的工芸品産業振興事業実施要領

経済産業省商務情報政策局長 富田 健介

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号。以下「法」という。）に基づいて実施する伝統的工芸品産業の振興に関する事業については、同法、同法施行令（昭和49年政令第177号。以下「政令」という。）及び同法施行規則（平成13年経済産業省令第146号。以下「省令」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。なお、この要領において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

I. 伝統的工芸品の指定等

1. 伝統的工芸品の指定の申出等

(1) 申出の主体

伝統的工芸品の指定の目的は、伝統的工芸品産業の後継者の確保及び育成、原材料の安定確保等を行い、当該産業の振興を図ること及び国民が真に望む伝統的工芸品を供給し、国民の生活に豊かさと潤いを与えることにある。したがって、法第2条第3項の規定に基づき伝統的工芸品の指定の申出ができる団体は、当該伝統的工芸品産業の振興事業の主体となり得ることが必要であり、次の①から③までに掲げる要件に該当するものでなければならない。

① 申出の主体の要件

法第2条第3項に規定する次の（イ）から（ホ）までに掲げる団体（事業協同

組合等) であって、申出に係る工芸品を製造する事業者を構成員とするものであり、かつ、当該事業協同組合等が指定の申出に係る工芸品の製造される地域において当該工芸品を製造する事業者を代表するものとして、そのおおむね2分の1を超える者が構成員となっているもの（このような事業協同組合等が2以上ある場合には、その構成員である当該事業者の数が最も多いもの）であること。

- (イ) 事業協同組合
 - (ロ) 協同組合連合会
 - (ハ) 商工組合
- (ニ) 事業協同小組合
 - (ホ) その他の団体

② 申出の主体の定款等の要件

①の事業協同組合等の定款又は規約において、次の表に掲げる事項が定められており、かつ、その内容がそれぞれ次の表に掲げる基準に適合するものであること。なお、「規約」とは、定款に準ずるものであり、例えば「会則」、「規則」など「規約」以外の名称のものも含まれる。

	定款等に定める事項	基 準
(イ)	目的	申出に係る工芸品の産業の振興を図ることを目的とするものであること。 (注) 少なくとも構成員の相互扶助等、申出に係る工芸品産業の振興に資するものであることが必要である。
(ロ)	構成員の加入及び脱退	構成員が任意に加入し、又は脱退することができるものであること。
(ハ)	総会の議決方法等	構成員の議決権及び選挙権は、平等であること。
(ニ)	構成員たる資格	申出に係る工芸品を製造する事業者が構成員となり得るものであること。
(ホ)	代表者	代表者についてその選任手続を明らかにしているものであること。
(ヘ)	総会の議決事項	定款等の変更等重要事項が総会又は総代会の議決事項とされているものであること。

③ 振興計画の推進主体となり得る程度の体制の整備等

申出に係る工芸品が伝統的工芸品に指定された場合、当該伝統的工芸品産業に関する振興計画の作成が期待され、かつ、当該振興計画の推進主体となり得る程度に、体制が整い若しくは体制が整う確実な見通しがあること。

(留意事項)

申出に係る工芸品の製造される地域が2以上の都道府県の区域にわたり、その各々の都道府県に、当該工芸品の製造される地域のうち各々の都道府県において当該工芸品を製造する事業者を代表する事業協同組合等が存在する場合にあっては、申出を行う際にそれらの者が一体となって1つの団体を組織することが望まれるが、こうした団体を組織することができないときは、それらの者が連名で指定の申出をすることができる。しかしながら、当該指定の申出の主体たる2以上の事業協同組合等は、それぞれ①から③までの要件を満たすことが必要である。この場合、これらの要件については総合的に判断するものとする。

(2) 申出の様式及び内容

伝統的工芸品の指定の申出の様式は省令様式第一に定めるとおりとし、その記載内容は次の表のとおりとする。各表の記載事項の内容は次の①から⑨までとする。各事項の記載に当たっては法第2条第1項の要件が判断できるよう具体的に記載するものとする。

内 容	様 式
1. 申出に係る工芸品の概要 (1) 工芸品名 (2) 用途 (3) 製造工程 (4) 製造技術又は技法 (5) 使用されている原材料 (6) 製造される地域並びに製造事業者数及び従事者数	1 - (1) 1 - (2) 1 - (3) 1 - (4) 1 - (5) 1 - (6)
2. 申出の理由	
3. 総会又は総代会において指定の申出をすることを議決した日	1 - (7) 1 - (8)
4. その他必要な事項（申出をする事業協同組合等の構成員である製造事業者の数を含む。）	1 - (6) 1 - (9)

- ① 様式1-(1)の「工芸品名」には、通常、当該工芸品を識別するために用いられている名称を記入すること。伝統的に産地で用いられている名称と一般的にいわれている名称とが異なる場合にあっては、伝統的に産地で用いられている名称とし、一般的に用いられている名称は参考として()を付して記入すること。また、「名称」には、単に陶磁器、漆器、織物あるいは木製品、綿織物、絹織物

という名称ではなく、当該地域の当該工芸品を識別できる表示、例えば、○○塗漆器、○○絣、○○紬、○○人形のような表示を用いること。

- ② 様式1－(2)の「用途」には、日常生活における当該工芸品の主たる用途を記載すること。製品の種類が多種に及ぶ場合にあっては、主たる製品について記載すること。
- ③ 様式1－(3)の「製造工程」には、原材料から製品となる間の工程図及び各工程における作業内容等を記載すること。この場合、使用する道具又は機械名、手作業であるか機械作業かの別、伝統的技術又は技法の使用の有無、製品の品質等に影響を大きく与える工程（以下「主要工程」という。）であるか否かの別を記載すること。
- ④ 様式1－(4)の「製造技術又は技法」には、技術又は技法の具体的な内容及び当該技術又は技法の確立の年代、確立された後の技術又は技法の変化の推移等を記載すること。
- ⑤ 様式1－(5)の「使用されている原材料」には、使用されている原材料ごとに名称、主原料か副原材料かの別、使用され始めた年代等を記載すること。この場合の原材料の名称には、当該工芸品の品質等に直接影響のあるものについては、例えば木材、陶土、糸等と一般的な名称を用いず、具体的に檜、桐、○○産陶土、生糸等と記載すること。
- ⑥ 様式1－(6)の「製造される地域並びに製造事業者数及び従事者数」には、当該工芸品の製造される地域（産地）を原則として市町村を単位としてとらえ、当該市町村の属する都道府県と併せて記載し、それぞれの地域における製造事業者数（申出をする事業協同組合等の構成員である製造事業者の数を含む。）及び従事者数を記載すること。
- ⑦ 様式1－(7)の「申出の理由」には、当該工芸品が伝統的工芸品に指定された後に行われる予定の振興事業の概要及び実施時期を記載すること。
- ⑧ 様式1－(8)には、総会又は総代会において認定の申請をすることを議決した日を記載すること。
- ⑨ 様式1－(9)の「その他必要な事項」には、当該地域の当該工芸品産業の概要について記載すること。

(3) 申出に係る添付書類

申出書を提出する場合には次の（イ）から（ホ）までに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申出に係る工芸品の製造される地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合であって、2以上の事業協同組合等が連名で申出をするときは、連名するそれぞれの事業協同組合等について次の（イ）及び（ロ）に掲げる書類を添付するものとする。

- (イ) 事業協同組合等の定款等
- (ロ) 構成員の氏名又は名称を記載した名簿

(注) 申出の主体が協同組合連合会等である場合には、直接の構成員のみならず、間接の構成員の氏名又は名称も記載すること。

- (ハ) 当該工芸品の代表的な製品及び主要工程の写真

(二) (2) ③から⑥までの記載事項の参考となる資料

(ホ) その他参考となる資料

(4) 申出の手続等

① 事業協同組合等は、法第2条第3項の規定により、伝統的工芸品の指定の申出をしようとするときは、省令様式第一による申出書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を、次の(イ)から(ニ)までに掲げる行政庁の長を経由して経済産業大臣に提出するとともに、当該行政庁の長に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。ただし、申出に係る工芸品の製造される地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、当該都道府県知事((ハ)及び(ニ)の都道府県知事を除く。以下I.において「関係する都道府県知事」という。)に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。

(イ) 申出に係る工芸品の製造される地域の全部が1市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域に属する場合にあっては、当該市町村長

(ロ) 申出に係る工芸品の製造される地域の全部が1都道府県の区域に属する場合にあっては、当該都道府県知事

(ハ) 申出に係る工芸品の製造される地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合であって、申出に係る事業協同組合等が1である場合にあっては、当該事業協同組合等の主たる事務所(事務所を持たない事業協同組合等にあっては当該事業協同組合等を代表する者の主たる事務所。以下I.において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事

(ニ) 申出に係る工芸品の製造される地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合であって、申出が2以上の事業協同組合等の連名である場合にあっては、当該2以上の事業協同組合等の代表たる事業協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

② 申出書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を受理した都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県又は市町村の区域を管轄する経済産業局長に速やかに送付するものとする。

③ 申出書1通及びその写し1通及び添付書類2部を受理した経済産業局長は、写し1通及び添付書類1部を控えとし、残部に当該申出に係る意見書を添えて経済産業大臣に速やかに送付するものとする。この場合、意見書には次の(イ)から(ハ)までに掲げる事項を記載するものとする。ただし、申出に係る工芸品の製造される地域が2以上の経済産業局の管轄する区域にわたる場合にあっては、当該経済産業局の長(申出書を受理した経済産業局長を除く。I.において「関係する経済産業局長」という。)に申出のあった旨を通知し、当該申出に係る意見書の送付を受け、当該意見書を添えて送付するものとする。

(イ) 当該工芸品の法第2条第1項の各号に規定する要件への適合状況に関する所見

(ロ) 当該事業協同組合等の振興計画の作成の見通し及び振興事業推進主体の適否に関する所見

(ハ) その他当該工芸品の指定に関する所見

④ 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて指定するものとし、当該申請に係る工芸品を伝統的工芸品として指定したときはその旨を申出に係る事業協同組合等及び都道府県知事（申出に係る工芸品の製造される地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）又は市町村長（この号において「関係先」という。）に通知するものとする。

なお、指定しない旨の決定をした場合においては、経済産業大臣は、その旨及びその旨決定した明確なる理由を関係先に通知するものとする。

2. 伝統的工芸品の指定等

(1) 伝統的工芸品の指定

経済産業大臣は、事業協同組合等から法第2条第3項の規定による伝統的工芸品の指定の申出があり、当該申出が法、政令、省令及びこの要領に定めるところに照らし適當と認める場合には産業構造審議会の意見を聴いて、法第2条第1項の規定による伝統的工芸品の指定を行うものとする。伝統的工芸品の指定は、法第2条第2項の規定に基づき、伝統的工芸品の名称と同時に当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域（原則として、都道府県又は市町村の範囲の地域）を定めて行うものとする。

(2) 指定の基準等

経済産業大臣は、次の①から⑥までに該当する工芸品である場合、産業構造審議会の意見を聴いて、伝統的工芸品に指定するものとする。

① 主として日常生活の用に供されるものであること。

ここで「日常生活の用に供される」とは、日常生活の中で使用する用具であることを意味し、必ずしも安価で入手が容易であることを意味するものではない。しかしながら、美術品のようなものは、ここでいう「日常生活の用に供されるもの」に含まれないものとする。

② その製造過程の主要部分が手工業的であること。

ここで「製造過程の主要部分」とは、製品を製造する工程のうち、製品の品質、形態、デザイン等のいわゆる製品の持ち味に大きな影響を与える部分をいい、「手工業的」とは、手作業が中心であり、補助的な道具を用いることを妨げるものではない。したがって、持ち味に影響を与えない補助的な工程の機械化を妨げるものではないが、主要工程においては、手作業が中心となっていることが必要である。

③ 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。

ここで「伝統的」とは、原則として当該工芸品を製造する技術又は技法が10年以上の歴史を有し、今日まで継続していることを意味する。もちろん技術又は技法が時代に応じてある程度変化を生じていることは問わないが、基本的技術又は技法、あるいは主要な工程における技術又は技法が大きな変化をしている場合は、伝統的な技術又は技法とは見なさない。

④ 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されているものであること。

ここで「主たる原材料」とは、当該工芸品の品質、持ち味を維持するために必要不可欠な原材料のことであり、例えば陶器における陶土、織物における糸等を指す。「伝統的」とは、③と同様である。したがって、主たる原材料が原則として100年以上継続的に使用されていることが必要である。この場合の継続性は、厳密な意味ではなく、木材の樹種間の転換のように、品質等に影響を与えない範囲での同種の原材料への変化の場合は継続性があるものと考えられる。

- ⑤ 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又は製造に従事しているものであること。

ここで「一定の地域」とは、当該工芸品の製造される地域のことを指し、「少なくない数」とは、原則として10以上の事業者又は30人以上の従事者を意味する。したがって、原則として当該工芸品が製造される地域において当該工芸品を製造する事業者が10以上又は製造に従事する従事者の数が30人以上存在することが必要である。これは、産業としての最低単位を規定しているものであるが、当然、業種あるいは品種によって若干の差異が生ずるものと考えられる。

- ⑥ ①から⑤の他に次の（イ）から（ハ）までに掲げる事項に該当するものであること。

（イ）当該工芸品が真に国民の欲求に合致し、国民生活に豊かさと潤いを与えるものであること。

（ロ）申出に係る事業協同組合等が1.（1）に掲げる要件を満たすものであること。

（ハ）都道府県知事（申出に係る工芸品の製造される地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）又は市町村長が当該工芸品に係る振興事業に対し積極的な支援を行うものであること及び申出に係る工芸品の製造される地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合においては、これらの知事の意見の調整が図られているものであること。

（3）指定の公示

経済産業大臣は、法第2条第1項の規定により伝統的工芸品の指定を行った場合は、法第2条第4項の規定により次の（イ）から（ニ）までに掲げる事項を速やかに公示するものとする。

（イ）当該伝統的工芸品の名称

（ロ）当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法の内容

（ハ）当該伝統的工芸品の製造に伝統的に使用されてきた原材料名

（ニ）当該伝統的工芸品の製造される地域（原則として都道府県又は市町村の範囲の地域）

（4）伝統的工芸品の指定の内容の変更等

① 指定の内容の変更の取扱い

経済産業大臣は、事業協同組合等から伝統的工芸品の指定の内容（名称を含む。以下同じ。）の変更の申出があった場合には、事情の変更その他特別の事由があると認めるとときは、産業構造審議会の意見を聴いて、法第2条第5項の規定により伝統的工芸品の指定の内容を変更することができるものとする。

指定の内容の変更が必要となる場合としては、指定された後、新たな資料が発見されたこと等により、いったん指定された技術・技法や原材料を変更する必要が生じたり、工場集団化や公害防止対策のための移転に伴い、いったん指定された製造地域を変更する必要が生じる場合などがある。

② 変更の申出の様式及び内容

伝統的工芸品の指定の内容の変更の申出の様式は省令様式第二に定めるとおりとし、その記載内容は次の表のとおりとする。変更事項の内容の記載に当たっては、変更前と変更後を対比して記載するものとする。

内 容	様 式
1. 変更事項の内容	2 - (1)
2. 変更の事由	2 - (1)
3. 総会又は総代会において変更の申出をすることを議決した日	2 - (2)
4. 製造事業者の数及び申出をする事業協同組合等の構成員である製造事業者の数	2 - (3)

③ 変更の申出手続等

1. (1)、1. (3) ((ハ) から (ホ) までについては変更に係る部分の書類に限る。)、1. (4)、2. (1) 及び2. (2) の規定は、伝統的工芸品の指定の内容の変更について準用する。

④ 変更の公示

経済産業大臣は、伝統的工芸品の指定の内容を変更したときは、法第2条第7項の規定により準用する同条第4項の規定により、その旨を速やかに公示するものとする。

(5) 指定の解除等

① 指定の解除

経済産業大臣は、伝統的工芸品に指定した工芸品が(2)の指定の基準等に該当しなくなった場合、産業構造審議会の意見を聴いて、法第2条第6項の規定により伝統的工芸品の指定を解除することができるものとする。

② 指定の解除の公示

経済産業大臣は、伝統的工芸品の指定を解除したときは、法第2条第7項の規定により準用する同条第4項の規定により、その旨を速やかに公示するものとする。

II. 振興計画の認定等

1. 振興計画の作成主体等

(1) 振興計画の作成主体

法第4条第1項に規定する振興計画の作成主体は、製造事業者を構成員とする事業協同組合等であって、当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして、その2分の1を超える者がその構成員となっているもの（このような製造協同組合等が2以上ある場合には、その構成員である製造事業者の数が最も多いもの）とする。

(2) 振興計画の作成主体の要件

振興計画の作成主体となる特定製造協同組合等は、法第2条第2項の規定により指定された伝統的工芸品の製造される地域（以下「指定地域」という。）における伝統的工芸品の製造を行う事業の業界組織としての性格を持っていること、振興計画の作成及び振興事業の遂行に責任を持ち得る組織であり、かつ、その構成員たる製造事業者の意志が十分反映される組織であることが必要である。したがって、当該特定製造協同組合等の定款等が、I. 1(1)②の要件を満たしているほか、当該特定製造協同組合等は次の①及び②に該当するものでなければならない。

- ① 当該特定製造協同組合等の地区は、指定地域において振興事業を実施するのに適切なものであること
- ② 振興計画を作成し、これを指導、推進することをその事業とし得るものであること。

(3) 振興計画に係る伝統的工芸品の製造される地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合の取扱い

指定された伝統的工芸品の事業に関する振興計画は単一であることを要するが、指定地域が2以上の都道府県の区域にわたり、その各々の都道府県に、当該伝統的工芸品の製造される地域のうち各々の都道府県において当該伝統的工芸品を製造する事業者を代表する製造協同組合等が存在する場合にあっては、それらの者が一体となって1つの団体を組織することが望まれるが、そうした団体を組織することができないときは、それらの者を特定製造協同組合等とみなし、その両者が連名で振興計画を提出し、認定を受けることは妨げない。しかしながら、当該振興計画の作成主体たる当該2以上の特定製造協同組合等は、それぞれ（1）及び（2）の要件を満たすことが必要である。この場合、これらの要件については、総合的に判断するものとする。

2. 振興計画の様式及び内容

(1) 振興計画の実施期間

- ① 伝統的工芸品として指定された後、初めて認定を受ける振興計画（以下「第1次振興計画」という。）の実施期間は、5年間から8年間まで（終期は、振興計画の認定の日から当該実施期間を経過した日の前日を含む年度の末）とする。
- ② 第1次振興計画の実施が終了した以降に実施される振興計画（以下「第2次以後の振興計画」という。）の実施期間は、5年間とする。

(2) 認定申請書の記載事項

認定申請書の記載事項は、次の表のとおりとする。

内 容	様 式
1. 振興事業に係る伝統的工芸品名	3-(1)
2. 伝統的工芸品の製造される地域における伝統的工芸品産業の概要（製造事業者の数及び申請をする特定製造協同組合等の構成員である製造事業者の数を含む。）	3-(1)
3. 振興事業の目標	3-(2)
4. 振興事業の内容	3-(2)
5. 振興事業の実施時期	3-(3)
6. 振興事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	3-(4)
7. 振興事業の効果	3-(2)
8. 特定製造協同組合等の構成員である製造事業者であって振興事業に参加するものの数	3-(2)
9. 総会又は総代会において認定の申請をすることを議決した日	3-(7)

(3) 振興計画の認定の申請に係る添付書類

認定申請書を提出する場合には、次の①から④までに掲げる書類を添付しなければならない。

指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合であって、2以上の特定製造協同組合等が連名で認定申請書を提出する場合にあっては、それぞれの特定製造協同組合等について次の①から③までに掲げる書類を添付するものとする。

なお、法第20条の規定による表示事業を実施する場合には、振興計画に所要事項を記載するとともに、「伝統的工芸品表示事業実施規程」（様式3-(5)）及び「商標法等の法律関係」（様式3-(6)）を添付するものとする。

① 定款等

② 構成員の氏名又は名称を記載した名簿

（注）申請の主体が協同組合連合会等である場合には、直接の構成員のみならず、間接の構成員の氏名又は名称も記載すること（3.(4)③(ロ)(b)において同じ。）。

③ 最近一期間の事業報告書等

④ 第2次以降の振興計画の認定を受けようとする場合にあっては、様式4による当該振興計画の実施前に実施した振興計画の振興事業の実施状況の報告書

なお、認定を受けようとする第2次以降の振興計画と当該振興計画の実施前に実施した振興計画を区別できるよう、それぞれの振興計画の実施年度及び計画次数を明示すること。

3. 振興計画の認定の手続等

(1) 申請手続

特定製造協同組合等は、法第4条第1項の規定により、振興計画について経済産業大臣の認定を受けようとするときは、省令様式第三による申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を、次の①から④までのいずれかの行政庁の長を経由して経済産業大臣に提出するとともに、当該行政庁の長に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。ただし、申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、当該都道府県の知事（③及び④の都道府県知事を除く。以下「関係する都道府県知事」という。）に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。

- ① 指定地域の全部が、1市町村の区域に属する場合にあっては、当該市町村長
- ② 指定地域の全部が1都道府県の区域に属する場合にあっては、当該都道府県知事
- ③ 指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合であって、申請に係る特定製造協同組合等が1である場合にあっては、当該特定製造協同組合等の主たる事務所（事務所を持たない特定製造協同組合等にあっては当該特定製造協同組合等を代表する者の主たる事務所。以下同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事
- ④ 指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合であって、申請が2以上の特定製造協同組合等の連名である場合にあっては、当該2以上の特定製造協同組合等の代表たる特定製造協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

(2) 経由行政庁における認定申請書の取扱い

- ① 申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を受理した都道府県知事又は市町村長は、これらを当該都道府県又は市町村の区域を管轄する経済産業局長に速やかに送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は市町村長は、申請された振興計画に対し意見を付すことができる。また、申請書の写し1通及び添付書類1部の送付を受けた関係する都道府県知事は、意見を記載した書面を当該経済産業局長に送付することができる。
- ② 申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を受理した経済産業局長は、申請書の写し1通及び添付書類1部を控えとし、残部に意見書を添えて、経済産業大臣に速やかに送付するものとする。ただし、申請に係る指定地域が2以上の経済産業局の管轄区域にわたる場合にあっては、当該経済産業局の長（申請を受理した経済産業局長を除く。以下「関係する経済産業局長」という。以下同じ。）に申請のあった旨を通知し、当該申請に係る意見書の送付を受けたときは、当該意見書を添えて送付するものとする。

(3) 経済産業大臣の認定手続

- ① 経済産業大臣は、申請書を受理したときは当該申請が法、政令、省令及びこの要領に定めるところに照らし適當と認めたときはその旨を申請に係る特定製造協同組合等、都道府県知事（申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）又は市町村長及び一般財団法

人伝統的工芸品産業振興協会代表理事（この号において「関係先」という。）に通知するものとする。また、必要に応じ、関係金融機関の長、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に通知することができるものとする。

なお、認定しない旨の決定をした場合においては、経済産業大臣は、その旨及びその旨決定した明確なる理由を関係先に通知するものとする。

② 経済産業大臣は、申請された振興計画が適当である旨の認定をした場合は、当該伝統的工芸品の名称、指定地域、当該特定製造協同組合等の名称、実施時期及び振興計画の内容を速やかに公表するものとする。

（4）振興計画の変更

① 変更の認定を必要とする場合

特定製造協同組合等は、次の（イ）から（ヘ）までに掲げる場合等認定振興計画の認定の前提となっている事情が変わったときは、当該認定振興計画に係る変更の認定を受けなければならないものとする。ただし、4.（1）の認定基準に照らし当該認定振興計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更とみなさないものとする。

（イ）振興計画の実施期間を変更する場合

（ロ）振興事業の目標又は実施時期を変更する必要がある場合

（ハ）振興事業の内容を大幅に変更する必要がある場合

（ニ）資金計画を大幅に変更する必要がある場合

（ホ）振興事業の参加者が大幅に増減する場合

（ヘ）伝統的工芸品表示事業を追加し、又は伝統的工芸品表示規程を変更する必要がある場合

② 変更の申請の様式及び内容

振興計画の変更の申請の様式は省令様式第四に定めるとおりとし、その記載内容は次の表のとおりとする。変更事項の内容の記載に当たっては変更前と変更後を対比して記載するものとする。

内 容	様 式
1. 変更事項の内容	5- (1)
2. 変更の事由	5- (1)
3. 総会又は総代会において変更の認定を申請することを議決した日	5- (2)

③ 変更の申請手続等

（イ）変更の申請手続等

1. 及び3.（1）から（3）までの規定は、振興計画の変更について準用する。

（ロ）振興計画の変更の認定の申請に係る添付書類

変更に係る認定申請書を提出する場合には、次の（a）から（c）までに

掲げる書類を添付しなければならない。

指定地域が 2 以上の都道府県の区域にわたる場合であって 2 以上の特定製造協同組合等が連名で変更に係る認定申請書を提出する場合にあっては、それぞれの特定製造協同組合等について、次の（b）及び（c）に掲げる書類を添付するものとする。

- （a）振興事業の実施状況を記載した書類
- （b）振興計画の変更に伴い定款等又は構成員の氏名又は名称を記載した書類に変更があった場合には当該変更に係る書類
- （c）最近一期間の事業報告書等

（5）助成措置

法第 4 条第 1 項の認定又は第 5 条第 1 項の変更の認定を受けた振興計画に基づいて当該特定製造協同組合等の実施する振興事業に対する助成措置については、別に定めるところによる。

（6）認定の取消し

経済産業大臣は、認定振興計画に基づき事業を行っている特定製造協同組合等又はその構成員が当該認定振興計画（変更があった場合は、その変更後のもの）に基づく事業の全部又は一部を実施せず、かつ、当該事業の実施期間中に当該事業を実施する見込みがなく、その結果当該認定振興計画が 4. (1) の認定基準に該当しなくなると認める場合には、法第 5 条第 3 項の規定に基づき、当該計画の認定を取り消すことができる。

4. 振興計画の認定基準等

（1）認定基準

振興計画の認定基準は、次のとおりとする。

- ① 省令第 5 条第 1 号及び第 2 号に掲げる振興事業の目標、内容及び実施時期が、伝統的工芸品産業の振興に関する基本的な指針（平成 13 年経済産業省告示第号。以下「基本指針」という。）に照らして、適切なものであること。
- ② 省令第 5 条第 3 号に掲げる振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法が、当該振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- ③ 当該特定製造協同組合等の構成員たる事業者であって当該振興事業に係る伝統的工芸品を製造する事業を行う者の相当部分が当該振興事業に参加するものであること。
- ④ 当該振興事業の実施が、当該指定地域の伝統的工芸品産業の振興に著しく寄与すること。
- ⑤ 当該振興計画の作成主体たる特定製造協同組合等が 1. に掲げる要件を満たすものであること。
- ⑥ 都道府県知事（申請に係る指定地域が 2 以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）又は市町村長が当該振興事業に対し消極的な意見を表明していないものであること。また、2 以上の都道府県知事から意見書の提出があった場合においては、これらの知事の意見が調整されているものであること。

(2) 伝統的工芸品の品質の表示に関する事業の要件

伝統的工芸品の品質の表示に関する事業を実施する特定製造協同組合等については、上記の要件が満たされているほか、以下の要件を満たすものであること。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。なお、振興事業のうちの表示事業にのみ参加する組合員の数は、(1)③に定める振興計画参加者とは数えないものとする。

- ① 表示事業実施規程に、検査基準に合格しなければ証票の添付を認めない旨の定めがあり、かつ、検査基準には、当該伝統的工芸品の指定に係る公示（通商産業省告示又は経済産業省告示）の内容に適合しなければ合格としない旨の定めがあるものであること。なお、当該適合性の有無を判断する際、同公示の「製造される地域」は、同公示の「伝統的な技術又は技法」が行われている地域を指すと解釈する。
- ② 表示事業実施規程が当該伝統的工芸品の手工性、伝統性、特質、持ち味等の維持、向上に資すること。
- ③ 表示事業実施規程が公平なものであり、かつ、検査が公正に行われるものであること。
- ④ 表示事業実施規程に、違反表示を行った場合の処分の定めがある等表示事業の信頼を損なうことを防ぐための措置が取られているものであること。
- ⑤ 証票の大きさ等が常識的なものであり、その記載内容が消費者に誤解を与えるおそれがなく、かつ、証票発行者の責任が、明確になっているものであること。
- ⑥ 証票について、商標法等に基づく商標登録等による保全措置が講ぜられているもの（出願中のものを含む。）であること。他人の所有する商標権等を使用する場合にあっては、当該権利所有者との間に使用許諾契約が締結されているものであり、かつ、当該権利に係る証票等が伝統的工芸品以外の商品の表示に使用されないことが担保されているものであること。
- ⑦ 事業協同組合、協同組合連合会若しくは事業協同小組合又は商工組合にあっては、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の許容する範囲において、員外者の利用を妨げるものでないこと。また、特定製造協同組合等のうち事業協同組合、協同組合連合会若しくは事業協同小組合又は商工組合を除くその他の団体にあっては、相当程度、員外者の利用を行わせることができるものであること。

(3) 関連参加者の取扱い

当該振興事業に係る伝統的工芸品を製造する事業に関連する業種に属する事業を営む者が、当該振興事業の推進上必要と認められる場合には、参加者とすることができるものとする。

5. 第2次以降の振興計画の認定手続等

法第28条及び政令第6条に規定する経済産業局長への権限の委任に伴う振興計画の認定手続等については、1.から4.までを準用するものとする。この場合において、3.(1)、(3)、及び(6)中「経済産業大臣」とあるのは「経済産業局長」と、3.(2)①中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、「当該都道

府県又は市町村」とあるのは「当該都道府県」と、3.(3)①及び4.(1)⑥中「都道府県知事（申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）又は市町村長」とあるのは「都道府県知事（関係する都道府県知事を含む。）」と読み替えるものとし、3.(1)①及び②並びに3.(2)②の規定は適用しない。

III. 共同振興計画の認定等

1. 共同振興計画の作成主体等

(1) 共同振興計画の作成主体

法第7条第1項に規定する共同振興計画の作成主体は、特定製造協同組合等及び販売事業者又は販売協同組合等（以下「共同振興計画の作成主体」という。）とする。

(2) 共同振興計画の作成主体の要件

① 特定製造協同組合等の要件

共同振興計画の作成主体となる特定製造協同組合等が満たすべき要件については、II. 1. (2)を準用する。

② 販売事業者の要件

共同振興計画の作成主体となる販売事業者は、共同振興計画の作成及び共同振興事業の遂行に責任を持ち得る者であることが必要である。

③ 販売協同組合等の要件

共同振興計画の作成主体となる販売協同組合等は、共同振興計画の作成及び共同振興事業の遂行に責任を持ち得る組織であり、かつ、その構成員たる当該伝統的工芸品を販売する事業者の意志が十分反映される組織であることが必要である。したがって、当該販売協同組合等は次の（イ）から（ハ）までに該当するものでなければならない。

（イ）議決権が平等であること等民主的運営が確保されているものであること。

（ロ）当該伝統的工芸品の販売を行う事業者が任意に加入し、又は脱退することができるものであること。

（ハ）共同振興計画を作成し、これを指導、推進することをその事業とし得ること。

(3) 共同振興計画に係る伝統的工芸品の製造される地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合の取り扱い

指定地域が2以上の都道府県の区域にわたり、その各々の都道府県に当該伝統的工芸品の製造される地域のうち各々の都道府県において当該伝統的工芸品を製造する事業者を代表する製造協同組合等が存在する場合にあっては、それらの者が一体となって1つの団体を組織することが望まれるが、そうした団体を組織することができないときは、それらの者を特定製造協同組合等とみなし、連名で、販売事業者又は販売協同組合等とともに共同振興計画を提出し、認定を受けることは妨げない。しかしながら、当該共同振興計画の作成主体たる当該2以上の特定製造協同組合等は、それぞれ(1)及び(2)の要件を満たすことが必要である。この場合、これらの要件については、総合的に判断するものとする。

2. 共同振興計画の様式及び内容

(1) 共同振興計画の実施期間

共同振興計画の実施期間は、5年間以内（終期は、共同振興計画の認定の日から当該実施期間を経過した日の前日を含む年度の末）とする。

(2) 認定申請書の記載事項

共同振興計画の認定申請書の記載事項は、次の表のとおりとする。

内 容	様 式
1. 共同振興事業に係る伝統的工芸品名	6-(1)
2. 伝統的工芸品の製造される地域における伝統的工芸品産業の概要（製造事業者の数及び申請をする特定製造協同組合等の構成員である製造事業者の数を含む。）	6-(2)
3. 共同振興事業の目標	6-(2)
4. 共同振興事業の内容	6-(3)
5. 共同振興事業の実施時期	6-(4)
6. 共同振興事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	6-(5)
7. 共同振興事業の効果	6-(2)
8. 特定製造協同組合等の構成員であって共同振興事業に参加するものの数	6-(2)
9. 特定製造協同組合等及び販売協同組合等については、総会又は総代会において認定の申請をすることを議決した日	6-(5)

(3) 共同振興計画の認定の申請に係る添付書類

認定申請書を提出する場合には、次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付しなければならない。

指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合であって、2以上の特定製造協同組合等が連名で、販売事業者又は販売協同組合等とともに認定申請書を提出する場合にあっては、それぞれの特定製造協同組合等及び販売事業者又は販売協同組合等について、それぞれ次に定める書類を添付するものとする。

① 特定製造協同組合等又は販売協同組合等の添付書類

(イ) 定款等

(ロ) 構成員の氏名又は名称を記載した名簿

（注）申請の主体が協同組合連合会等である場合には直接の構成員のみならず、間接の構成員の氏名又は名称も記載すること（3. (4) ③ (ロ) (a) (ii)において同じ。）。

(ハ) 最近一期間の事業報告書等

② 販売事業者の添付書類

(イ) 定款又はこれに準ずるもの

(ロ) 最近一期間の営業報告書等

3. 共同振興計画の認定手続等

(1) 申請手続

共同振興計画の作成主体は、法第7条第1項の規定により、共同振興計画について経済産業大臣の認定を受けようとするときは、省令様式第五による申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を、次の①から④までのいずれかの行政庁の長を経由して経済産業大臣に提出するとともに、当該行政庁の長に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。ただし、申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、共同振興計画の作成主体は、関係する都道府県知事に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。

- ① 指定地域の全部が、1市町村の区域に属する場合にあっては、当該市町村長
- ② 指定地域の全部が1都道府県の区域に属する場合にあっては、当該都道府県知事
- ③ 指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合であって、申請に係る特定製造協同組合等が1である場合にあっては、当該特定製造協同組合等の主たる事務所（事務所を持たない特定製造協同組合等にあっては当該特定製造協同組合等を代表する者の主たる事務所。以下同じ。）の所在地を管轄する都道府県知事
- ④ 指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合であって、申請に係る特定製造協同組合等が2以上の連名である場合にあっては、当該2以上の特定製造協同組合等の代表たる特定製造協同組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

(2) 経由行政庁における認定申請書の取扱い

- ① 申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を受理した都道府県知事又は市町村長は、これらを当該都道府県又は市町村の区域を管轄する経済産業局長に速やかに送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は市町村長は、申請された共同振興計画に対し意見を付すことができる。また、申請書の写し1通及び添付書類1部の送付を受けた関係する都道府県知事は、意見を記載した書面を当該経済産業局長に送付することができる。
- ② 申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を受理した経済産業局長は、申請書の写し1通及び添付書類1部を控えとし、残部に意見書を添えて、経済産業大臣に速やかに送付するものとする。ただし、申請に係る指定地域が2以上の経済産業局の管轄区域にわたる場合にあっては、関係する経済産業局長に申請のあった旨を通知し、当該申請に係る意見書の送付を受けたときは、当該意見書を添えて送付するものとする。

(3) 経済産業大臣の認定手続

- ① 経済産業大臣は、申請書を受理したときは当該申請が法、政令、省令及びこの要領に定めるところに照らし適當と認めたときはその旨を申請に係る共同振興計画の作成主体、都道府県知事（申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）又は市町村長及び一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会代表理事（この号において「関係先」という。）

に通知するものとする。また、必要に応じ、関係金融機関の長、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に通知することができるものとする。

なお、認定しない旨の決定をした場合においては、経済産業大臣は、その旨及びその旨決定した明確なる理由を関係先に通知するものとする。

- ② 経済産業大臣は、申請された共同振興計画が適当である旨の認定をした場合は、当該伝統的工芸品の名称、指定地域、当該共同振興計画の作成主体の名称、実施時期並びに共同振興計画の内容を速やかに公表するものとする。

(4) 共同振興計画の変更

- ① 変更の認定を必要とする場合

共同振興計画の作成主体は、次の（イ）から（ホ）までに掲げる場合等認定共同振興計画の認定の前提となっている事情が変わったときは、当該認定共同振興計画に係る変更の認定を受けなければならないものとする。ただし、4. に掲げる共同振興計画の認定基準等に照らし当該認定共同振興計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更とみなさないものとする。

（イ）共同振興計画の実施期間を変更する場合

（ロ）共同振興事業の目標又は実施時期を変更する必要がある場合

（ハ）共同振興事業の内容を大幅に変更する必要がある場合

（ニ）資金計画を大幅に変更する必要がある場合

（ホ）共同振興事業の参加者が大幅に増減する場合

- ② 変更の申請の様式及び内容

共同振興計画の変更の申請の様式は省令様式第六に定めるとおりとし、その記載内容は次の表のとおりとする。変更事項の内容の記載に当たっては、変更前と変更後を対比して記載するものとする。

内 容	様 式
1. 変更事項の内容	7- (1)
2. 変更の事由	7- (1)
3. 特定製造協同組合等及び販売協同組合等については、総会 又は総代会において変更の認定の申請をすることを議決した 日	7- (2)

- ③ 変更の申請手続等

- （イ）変更の申請手続等

1. 及び3. (1) から (3)までの規定は、共同振興計画の変更について準用する。

- （ロ）共同振興計画の変更の認定の申請に係る添付書類

変更に係る認定申請書を提出する場合には、共同振興事業の実施状況を記載した書類及び次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付しなければならない。

指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合であって、2以上の特定製造協同組合等が連名で、販売事業者又は販売協同組合等とともに、変更に係る認定申請書を提出する場合にあっては、それぞれの特定製造協同組合等について次に定める書類を添付するものとする。

(a) 特定製造協同組合等又は販売協同組合等の添付書類

(i) 最近一期間の事業報告書等

(ii) 共同振興計画の変更に伴い定款等又は構成員の氏名又は名称を記載した書類に変更があった場合には当該変更に係る書類

(b) 販売事業者の添付書類

(i) 最近一期間の営業報告書等

(ii) 定款又はこれに準ずるものに変更があった場合には変更後の定款又はこれに準ずるもの

(5) 助成措置

法第7条第1項の認定又は第8条第1項の変更の認定を受けた共同振興計画に基づいて当該共同振興計画の作成主体の実施する共同振興事業に対する助成措置については、別に定めるところによる。

(6) 認定の取消し

経済産業大臣は、認定共同振興計画に基づき事業を行っている特定製造協同組合等若しくはその構成員又は販売事業者若しくは販売協同組合等若しくはその構成員が当該認定共同振興計画（変更があった場合は、その変更後のもの）に基づく事業の全部又は一部を実施せず、かつ、当該事業の実施期間中に当該事業を実施する見込みがなく、その結果当該認定共同振興計画が4.の認定基準に該当しなくなると認める場合には、法第8条第3項の規定に基づき、当該計画の認定を取り消すことができる。

4. 共同振興計画の認定基準

共同振興計画の認定基準は、次のとおりとする。

- ① 省令第9条第1号及び第2号に掲げる共同振興事業の目標、内容及び実施時期が、基本指針に照らして、適切なものであること。
- ② 省令第9条第3号に掲げる共同振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法が、当該共同振興事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- ③ 当該特定製造協同組合等の構成員たる事業者であって当該共同振興事業に係る伝統的工芸品を製造する事業を行うものの相当部分が当該共同振興事業に参加するものであること。
- ④ 当該共同振興事業の実施が、当該指定地域の伝統的工芸品産業の振興に著しく寄与すること。
- ⑤ 当該共同振興計画の作成主体が1.に掲げる要件を満たすこと。
- ⑥ 都道府県知事（申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）又は市町村長が当該共同振興事業に対し消極的な意見を表明していないものであること。また、2以上の都道府県知事から意見書の提出があった場合においては、これらの知事の意見が調整されているもので

あること。

IV. 活性化計画の認定等

1. 活性化計画の作成主体等

(1) 活性化計画の作成主体

法第9条第1項に規定する活性化計画の作成主体は、製造事業者又は製造協同組合等（特定製造協同組合等を除く。以下IV.において同じ。）とする。活性化計画は、これらの者が単独で又は共同して、作成することができる。

(2) 活性化計画の作成主体の要件

① 製造事業者の要件

活性化計画の作成主体となる製造事業者は、活性化計画の作成及び活性化事業の遂行に責任を持ち得る者であることが必要である。

② 製造協同組合等の要件

活性化計画の作成主体となる製造協同組合等は、活性化計画の作成及び活性化事業の遂行に責任を持ち得る組織であり、かつ、その構成員たる製造事業者の意志が十分反映される組織であることが必要である。したがって、当該製造協同組合等の定款等がI. 1 (1) ②の要件を満たしているほか、当該製造協同組合等は、活性化計画を作成し、これを指導、推進することをその事業とし得るものでなければならない。

(3) 活性化計画の作成主体が2以上の場合の取扱い

2以上の製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、代表者1名を定め、認定申請書を提出するものとする。

2. 活性化計画の様式及び内容

(1) 活性化計画の実施期間

活性化計画の実施期間は、3年間以内（終期は、活性化計画の認定の日から当該実施期間を経過した日の前日を含む年度の末）とする。

(2) 認定申請書の記載事項

活性化計画の認定申請書の記載事項は、次の表のとおりとする。

内 容	様 式
1. 活性化事業に係る伝統的工芸品名	
2. 活性化事業の目標	8-(1)
3. 活性化事業の内容	8-(1)
4. 活性化事業の実施時期	8-(2)
5. 活性化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	8-(3)
6. 活性化事業の効果	8-(1)
7. 製造協同組合等について総会又は総代会においての認定の申請をすることを議決した日	8-(4)
8. 活性化計画を共同して作成する者	

製造事業者又は製造協同組合等の名称	左記を代表する者の氏名	住 所	

(3) 活性化計画の認定の申請に係る添付書類

認定申請書を提出する場合には、次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付しなければならない。

① 製造事業者の添付書類

- (イ) 定款又はこれに準ずるもの
- (ロ) 最近一期間の営業報告書等

② 製造協同組合等の添付書類

- (イ) 定款等
- (ロ) 構成員の氏名又は名称を記載した名簿

(注) 申請の主体が協同組合連合会等である場合に、は、直接の構成員のみならず、間接の構成員の氏名又は名称も記載すること(3.(4)③(ロ)(b)(ii)において同じ。)。

- (ハ) 最近一期間の事業報告書等

3. 活性化計画の認定手続等

(1) 申請手続

製造事業者又は製造協同組合等は、法第9条第1項の規定により、活性化計画について経済産業大臣の認定を受けようとするときは、省令様式第七による申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を、次の①から③までのいずれかの行政庁の長を経由して経済産業大臣に提出するとともに、当該行政庁の長に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。ただし、申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、関係する都道府県知事に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。

- ① 指定地域の全部が1市町村の区域に属する場合にあっては、当該市町村長
- ② 指定地域の全部が1都道府県の区域に属する場合にあっては、当該都道府県知事
- ③ 指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、
 - (イ) 製造事業者又は製造協同組合等が単独で活性化計画を作成したときは、当該製造事業者又は製造協同組合等の主たる事務所（事務所を持たない製造協同組合等にあっては当該製造協同組合等を代表する者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事

(ロ) 製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、代表者の主たる事務所（当該代表者が事務所を持たない製造協同組合等である場合には当該製造協同組合等を代表する者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事

(2) 経由行政庁における認定申請書の取扱い

- ① 申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を受理した都道府県知事又は市町村長は、これらを当該都道府県又は市町村の区域を管轄する経済産業局長に速やかに送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は市町村長は、申請された活性化計画に対し意見を付すことができる。また、申請書の写し1通及び添付書類1部の送付を受けた関係する都道府県知事は、意見を記載した書面を当該経済産業局長に送付することができる。
- ② 申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を受理した経済産業局長は、申請書の写し1通及び添付書類1部を控えとし、残部に意見書を添えて、経済産業大臣に速やかに送付するものとする。ただし、申請に係る指定地域が2以上の経済産業局の管轄区域にわたる場合にあっては、関係する経済産業局長に申請のあった旨を通知し、当該申請に係る意見書の送付を受けたときは、当該意見書を添えて送付するものとする。

(3) 経済産業大臣の認定手続

- ① 経済産業大臣は、申請書を受理したときは当該申請が法、政令、省令及びこの要領に定めるところに照らし適當と認めたときはその旨を申請に係る製造事業者又は製造協同組合等（これらの者が共同して活性化計画を作成したときは、代表者）、都道府県知事（申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）又は市町村長及び一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会代表理事（この号において「関係先」という。）に通知するものとする。また、必要に応じ、関係金融機関の長、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に通知することができるものとする。

なお、認定しない旨の決定をした場合においては、経済産業大臣は、その旨及びその旨決定した明確なる理由を関係先に通知するものとする。

- ② 経済産業大臣は、申請された活性化計画が適當である旨の認定をした場合は、当該伝統的工芸品の名称、指定地域、当該製造事業者又は製造協同組合等の名称、実施時期及び活性化計画の内容を速やかに公表するものとする。

(4) 活性化計画の変更

① 変更の認定を必要とする場合

製造事業者又は製造協同組合等は、次の（イ）から（ニ）までに掲げる場合等認定活性化計画の認定の前提となっている事情が変わったときは、当該認定活性化計画に係る変更の認定を受けなければならないものとする。ただし、4. の活性化計画の認定基準に照らし当該認定活性化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更とみなさないものとする。

（イ）活性化計画の実施期間を変更する場合

（ロ）活性化事業の目標又は実施時期を変更する必要がある場合

(ハ) 活性化事業の内容を大幅に変更する必要がある場合

(ニ) 資金計画を大幅に変更する必要がある場合

② 変更の申請の様式及び内容

活性化計画の変更の申請の様式は省令様式第八に定めるとおりとし、その記載内容は次の表のとおりとする。変更事項の内容の記載に当たっては、変更前と変更後を対比して記載するものとする。

内 容	様 式
1. 変更事項の内容	9-(1)
2. 変更の事由	9-(1)
3. 製造協同組合等については、総会又は総代会において変更の認定の申請をすることを議決した日	9-(2)
4. 活性化計画を共同して作成する者	
製造事業者又は製造協同組合等の名称	左記を代表する者の氏名

③ 変更の申請手続等

(イ) 変更の申請手続等

1. 及び3.(1)から(3)までの規定は、活性化計画の変更について準用する。

(ロ) 活性化計画の変更の認定の申請に係る添付書類

変更に係る認定申請書を提出する場合には、活性化事業の実施状況を記載した書類及び次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付しなければならない。

(a) 製造事業者の添付書類

(i) 最近一期間の営業報告書等

(ii) 活性化計画の変更に伴い定款又はこれに準ずるものに変更があった場合には変更後の定款又はこれに準ずるもの

(b) 製造協同組合等の添付書類

(i) 最近一期間の事業報告書等

(ii) 活性化計画の変更に伴い定款等又は構成員の氏名若しくは名称を記載した名簿に変更があった場合には変更後の定款等又は構成員の氏名若しくは名称を記載した名簿

(5) 助成措置

法第9条第1項の認定又は第10条第1項の変更の認定を受けた活性化計画に基づいて製造事業者又は製造協同組合等が実施する活性化事業に対する助成措置については、別に定めるところによる。

(6) 認定の取消し

経済産業大臣は、認定活性化計画に係る活性化事業を実施する者（製造協同組合等の構成員を含む。）が当該認定活性化計画（変更があった場合は、その変更後のもの）に基づく事業の全部又は一部を実施せず、かつ、当該事業の実施期間中に当該事業を実施する見込みがなく、その結果当該認定活性化計画が4.の認定基準に該当しなくなると認める場合には、法第10条第3項の規定に基づき、当該計画の認定を取り消すことができる。

4. 活性化計画の認定基準

活性化計画の認定基準は、次のとおりとする。

- ① 省令第13条第1号及び第2号に掲げる活性化事業の目標、内容及び実施時期が、基本指針に照らして適切なものであること。
- ② 省令第13条第3号に掲げる活性化事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法が、当該活性化事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- ③ 当該活性化事業の実施が、当該指定地域の伝統的工芸品産業の活性化に資するものであり、産地の一体的な発展を阻害するものでないこと。
- ④ 活性化事業は、産地の実態に応じ、振興事業又は共同振興事業ではその取組が困難な斬新かつ先進的な取組であって他の製造事業者又は製造協同組合等のモデルとなるようなものであり、振興事業又は共同振興事業と重複するものでないことなど、振興事業又は共同振興事業との関連に留意し、効果的に実施されるよう十分に検討しているものであること。
- ⑤ 当該活性化計画の作成主体たる製造事業者又は製造協同組合等が、1.に掲げる要件を満たすこと。
- ⑥ 都道府県知事（申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）又は市町村長が当該活性化事業に対し消極的な意見を表明していないものであること。また、2以上の都道府県知事から意見書の提出があった場合においては、これらの知事の意見が調整されてること。

V. 連携活性化計画の認定等

1. 連携活性化計画の作成主体等

(1) 連携活性化計画の作成主体

法第11条第1項に規定する連携活性化計画の作成主体は、製造事業者又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携製造協同組合等（以下「連携活性化計画の作成主体」という。）とする。連携活性化計画は、1又は2以上の製造事業者又は製造協同組合等と、1又は2以上の連携製造事業者又は連携製造協同組合等とが、連名で作成するものとする。

(2) 連携活性化計画の作成主体の要件

① 製造事業者又は連携製造事業者の要件

連携活性化計画の作成主体となる製造事業者又は連携製造事業者は、連携活性化計画の作成及び連携活性化事業の遂行に責任を持ち得る者であることが必要である。

② 製造協同組合等又は連携製造協同組合等の要件

連携活性化計画の作成主体となる製造協同組合等又は連携製造協同組合等は、連携活性化計画の作成及び連携活性化事業の遂行に責任を持ち得る組織であり、かつ、その構成員たる製造事業者の意志が十分反映される組織であることが必要である。したがって、当該製造協同組合等又は連携製造協同組合等の定款等が、I. 1. (1) ②の要件を満たしているほか、当該製造協同組合等は連携活性化計画を作成し、これを指導、推進することをその事業とし得るものでなければならない。

(3) 連携活性化計画の代表者について

連携活性化計画を作成するときは、代表者を1名定め、認定申請書を提出するものとする。

2. 連携活性化計画の様式及び内容

(1) 連携活性化計画の実施期間

連携活用計画の実施期間は、3年間以内（終期は、連携活性化計画の認定の日から当該実施期間を経過した日の前日を含む年度の末）とする。

(2) 認定申請書の記載事項

連携活性化計画の認定申請書の記載事項は、次の表のとおりとする。

内 容	様 式
1. 連携活性化事業に係る伝統的工芸品名	
2. 連携活性化事業の目標	10-(1)
3. 連携活性化事業の内容	10-(1)
4. 連携活性化事業の実施時期	10-(2)
5. 連携活性化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	10-(3)
6. 連携活性化事業の効果	10-(1)
7. 製造協同組合等又は連携製造協同組合等については、総会又は総代会において認定の申請をすることを議決した日	10-(4)

(3) 連携活性化計画の認定の申請に係る添付書類

認定申請書を提出する場合には次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付しなければならない。

① 製造事業者又は連携製造事業者の添付書類

- (イ) 定款又はこれに準ずるもの
- (ロ) 最近一期間の営業報告書等

② 製造協同組合等又は連携製造協同組合等の添付書類

(イ) 定款等

(ロ) 構成員の氏名又は名称を記載した名簿

(注) 申請の主体が協同組合連合会等である場合には直接の構成員のみならず、間接の構成員の氏名又は名称も記載すること（3.（4）③（ロ）（b）（ii）において同じ。）。

(ハ) 最近一期間の事業報告書等

3. 連携活性化計画の認定手続等

(1) 申請手続

連携活性化計画の作成主体は、法第11条第1項の規定により、連携活性化計画について経済産業大臣の認定を受けようとするときは、省令様式第九による申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を、次の①から③までのいずれかの行政庁の長を経由して経済産業大臣に提出するとともに、当該行政庁の長に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。ただし、申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、関係する都道府県知事に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。

① 指定地域の全部が1市町村の区域に属する場合にあっては、当該市町村長

② 指定地域の全部が1都道府県の区域に属する場合にあっては、当該都道府県知事

③ 指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、代表者の主たる事務所（当該代表者が事務所を持たない製造協同組合等である場合には当該製造協同組合等を代表する者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県知事

(2) 経由行政庁における認定申請書の取扱い

① 申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を受理した都道府県知事又は市町村長は、これらを当該都道府県又は市町村の区域を管轄する経済産業局長に速やかに送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は市町村長は、申請された活性化計画に対し意見を付すことができる。また、申請書の写し1通及び添付書類1部の送付を受けた関係する都道府県知事は、意見を記載した書面を当該経済産業局長に送付することができる。

② 申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を受理した経済産業局長は、申請書の写し1通及び添付書類1部を控えとし、残部に意見書を添えて、経済産業大臣に速やかに送付するものとする。ただし、申請に係る指定地域が2以上の経済産業局の管轄区域にわたる場合にあっては、関係する経済産業局長に申請のあった旨を通知し、当該申請に係る意見書の送付を受けたときは、当該意見書を添えて送付するものとする。

(3) 経済産業大臣の認定手続

① 経済産業大臣は、申請書を受理したときは当該申請が法、政令、省令及びこの要領に定めるところに照らし適當と認めたときはその旨を当該連携活性化計画の申請に係る代表者、都道府県知事（申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）又は市町村長及び一

般財団法人伝統的工芸品産業振興協会代表理事（この号において「関係先」という。）に通知するものとする。また、必要に応じ、関係金融機関の長、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に通知することができるものとする。

なお、認定しない旨の決定をした場合においては、経済産業大臣は、その旨及びその旨決定した明確なる理由を関係先に通知するものとする。

② 経済産業大臣は、申請された連携活性化計画が適当である旨の認定をした場合は、当該伝統的工芸品の名称、指定地域、当該連携活性化計画の作成主体の名称、実施時期及び連携活性化計画の内容を速やかに公表するものとする。

（4）連携活性化計画の変更

① 変更の認定を必要とする場合

連携活性化計画の作成主体は、次の（イ）から（ニ）までに掲げる場合等認定連携活性化計画の認定の前提となっている事情が変わったときは、当該認定連携活性化計画に係る変更の認定を受けなければならないものとする。ただし、4. の連携活性化計画の認定基準に照らし当該認定連携活性化計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更とみなさないものとする。

（イ）連携活性化計画の実施期間を変更する場合

（ロ）連携活性化事業の目標又は実施時期を変更する必要がある場合

（ハ）連携活性化事業の内容を大幅に変更する必要がある場合

（ニ）資金計画を大幅に変更する必要がある場合

② 変更の申請の様式及び内容

連携活性化計画の変更の申請の様式は省令様式第十に定めるとおりとし、その記載内容は次の表のとおりとする。変更事項の内容の記載に当たっては、変更前と変更後を対比して記載するものとする。

内 容	様 式
1. 変更事項の内容	1 1-(1)
2. 変更の事由	1 1-(1)
3. 製造協同組合等又は連携製造協同組合等については、総会又は総代会において変更の認定の申請をすることを議決した日	1 1-(2)

③ 変更の申請手続等

（イ）変更の申請手続等

1. 及び3.（1）から（3）までの規定は、連携活性化計画の変更について準用する。

（ロ）連携活性化計画の変更の認定の申請に係る添付書類

変更に係る認定申請書を提出する場合には、連携活性化事業の実施状況を記載した書類及び次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付しなければならない。

(a) 製造事業者又は連携製造事業者の添付書類

(i) 最近一期間の営業報告書等

(ii) 連携活性化計画の変更に伴い定款又はこれに準ずるものに変更があつた場合には変更後の定款又はこれに準ずるもの

(b) 製造協同組合等又は連携製造協同組合等の添付書類

(i) 最近一期間の事業報告書等

(ii) 連携活性化計画の変更に伴い定款等又は構成員の氏名若しくは名称を記載した名簿に変更があった場合には変更後の定款等又は構成員の氏名若しくは名称を記載した名簿

(5) 助成措置

法第11条第1項の認定又は第12条第1項の変更の認定を受けた連携活性化計画に基づいて連携活性化計画の作成主体が実施する連携活性化事業に対する助成措置については、別に定めるところによる。

(6) 認定の取消し

経済産業大臣は、認定連携活性化計画に係る連携活性化事業を実施する者（製造協同組合等及び連携製造協同組合等の構成員を含む。）が当該認定連携活性化計画（変更があった場合は、その変更後のもの）に基づく事業の全部又は一部を実施せず、かつ、当該事業の実施期間中に当該事業を実施する見込みがなく、その結果当該認定連携活性化計画が4. の認定基準に該当しなくなると認める場合には、法第12条第3項の規定に基づき、当該計画の認定を取り消すことができる。

4. 連携活性化計画の認定基準

連携活性化計画の認定基準は、次のとおりとする。

- ① 省令第17条第1号及び第2号に掲げる連携活性化事業の目標、内容及び実施時期が、基本指針に照らして適切なものであること。
- ② 省令第17条第3号に掲げる連携活性化事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法が、当該連携活性化事業を確実に遂行するために適切なものであること。
- ③ 当該連携活性化事業の実施が、当該指定地域の伝統的工芸品産業の活性化に資するものであり、産地の一体的な発展を阻害するものでないこと。
- ④ 連携活性化事業は、産地の実態に応じ、振興事業又は共同振興事業ではその取組が困難な斬新かつ先進的な取組であつて他の製造事業者又は製造協同組合等のモデルとなるようなものであり、かつ、振興事業又は共同振興事業と重複するものでないことなど、振興事業又は共同振興事業との関連に留意し、効果的に実施されるよう十分に検討しているものであること。
- ⑤ 当該連携活性化計画の作成主体が、1. に掲げる要件を満たすものであること。
- ⑥ 都道府県知事（申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては関係する都道府県知事を含む。）又は市町村長が当該連携活性化事業に対し消極的な意見を表明していないものであること。また、2以上の都道府県知事から意見書の提出があった場合においては、これらの知事の意見が調整されているものであること。

VI. 支援計画の認定等

1. 支援計画の作成主体等

(1) 支援計画の作成主体

法第13条第1項に規定する支援計画の作成主体は、伝統的工芸品産業の従事者の後継者の確保及び育成、消費者等との交流の推進、産地のプロデュースその他伝統的工芸品産業の振興を支援する事業を実施しようとする者（以下「支援計画の作成主体」という。）とする。

なお、「産地のプロデュース」とは、伝統的工芸品産業の振興を支援するために必要な専門的知識・ノウハウ等を有する者が、自ら産地に入り込んで、産地の製造事業者等とともに新商品の企画、需要の開拓、従事者の資質向上等のための取組を行い、産地全体を総合的にプロデュース（演出等）することをいう。

(2) 支援計画の作成主体の要件

支援計画の作成主体は、支援計画の作成及び支援事業の遂行に責任を持ち得る者であることが必要である。

(3) 支援計画の作成主体が2以上の場合の取扱い

2以上の者が共同して支援計画を作成したときは、代表者1名を定め、認定申請書を提出するものとする。

2. 支援計画の様式及び内容

(1) 支援計画の実施期間

支援計画の実施期間は、5年間（産地のプロデュースに係る支援計画については、3年間）以内とする。終期は、支援計画の認定の日から、当該実施期間を経過した日の前日を含む年度の末とする。

(2) 支援計画の認定申請書の記載事項

支援計画の申請書の記載事項は、次の表のとおりとする。

① 産地のプロデュースに係る支援計画の場合

内 容	様 式
1. 支援事業に係る伝統的工芸品名	1 2 - (1)
2. 伝統的工芸品の製造される地域における伝統的工芸品産業の概要	1 2 - (2)
3. 支援事業の目標	1 2 - (2)
4. 支援事業の内容	1 2 - (3)
5. 支援事業の実施時期	1 2 - (4)
6. 支援事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	1 2 - (5)
7. 支援事業の効果	
8. 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人等については、総会又は総代会において認定の申請をすることを議決した日	

② 産地のプロデュースに係る支援計画以外の場合

内 容	様 式
1. 支援事業に係る伝統的工芸品名	
2. 伝統的工芸品の製造される地域における伝統的工芸品産業の概要	13-(1)
3. 支援事業の目標	13-(2)
4. 支援事業の内容 (新たに設置すべき設備等を含む。)	13-(2)
5. 支援事業を実施する場所	13-(2)
6. 支援事業の実施時期	13-(4)
7. 支援事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法	13-(5)
8. 支援事業の効果	13-(2)
9. 民法第34条の規定により設立された法人等については、総会又は総代会において認定の申請をすることを議決した日	13-(6)

(3) 支援計画の認定の申請に係る添付書類

認定申請書を提出する場合には、次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付しなければならない。

① 個人の添付書類

(イ) 履歴書

(ロ) 支援事業に関連する分野の活動実績の概要を記載した書類

② 民法第34条の規定により設立された法人等の添付書類

(イ) 定款又はこれに準ずるもの

(ロ) 構成員の氏名又は名称を記載した名簿

(ハ) 最近一期間の事業報告書等

③ 営利法人等上記①及び②以外の者の添付書類

(イ) 定款又はこれに準ずるもの

(ロ) 最近一期間の営業報告書等

3. 支援計画の認定手続等

(1) 申請手続

支援事業を実施しようとする者は、法第13条第1項の規定により、支援計画について経済産業大臣の認定を受けようとするときは、省令様式第十一による申請書1通及びその写し1通並びに添付書類2部を、次の①又は②に掲げる行政庁の長を経由して経済産業大臣に提出するとともに、当該行政庁の長に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。ただし、申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、関係する都道府県知事に申請書の写し1通及び添付書類1部を送付するものとする。

① 指定地域の全部が1都道府県の区域に属する場合にあっては、当該都道府県知事

② 指定地域が 2 以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては、そのいずれかの都道府県の知事

(2) 経由行政庁における認定申請書の取扱い

① 申請書 1 通及びその写し 1 通並びに添付書類 2 部を受理した都道府県知事は、これらを当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長に速やかに送付するものとする。この場合において、都道府県知事は、申請された支援計画に対し意見を付すことができる。また、申請書の写し 1 通及び添付書類 1 部の送付を受けた関係する都道府県知事は、意見を記載した書面を当該経済産業局長に送付することができる。

② 申請書 1 通及びその写し 1 通及び添付書類 2 部を受理した経済産業局長は、申請書の写し 1 通及び添付書類 1 部を控えとし、残部に意見書を添えて、経済産業大臣に速やかに送付するものとする。ただし、申請に係る指定地域が 2 以上の経済産業局の管轄区域にわたる場合にあっては、関係する経済産業局長に申請のあった旨を通知し、当該申請に係る意見書の送付を受けたときは、当該意見書を添えて送付するものとする。

(3) 経済産業大臣の認定手続

① 経済産業大臣は、申請書を受理したときは当該申請が法、政令、省令及びこの要領に定めるところに照らし適當と認めたときはその旨を申請に係る支援計画の作成主体、都道府県知事（申請に係る指定地域が 2 以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）及び一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会代表理事（この号において「関係先」という。）に通知するものとする。また、必要に応じ、関係金融機関の長、独立行政法人中小企業基盤整備機構理事長に通知することができるものとする。

なお、認定しない旨の決定をした場合においては、経済産業大臣は、その旨及びその旨決定した明確なる理由を関係先に通知するものとする。

② 経済産業大臣は、申請された支援計画が適當である旨の認定をした場合は、当該伝統的工芸品の名称、指定地域、当該支援計画の作成主体の名称、実施時期及び支援計画の内容を速やかに公表するものとする。

(4) 支援計画の変更等

① 変更の認定を必要とする場合

支援計画の作成主体は、次の（イ）から（ニ）までに掲げる場合等認定支援計画の認定の前提となっている事情が変わったときは、当該認定支援計画に係る変更の認定を受けなければならないものとする。ただし、4. の支援計画の認定基準に照らし当該認定支援計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更とみなさないものとする。

（イ） 支援計画の実施期間を変更する場合

（ロ） 支援事業の目標、実施場所又は実施時期を変更する必要がある場合

（ハ） 支援事業の内容を大幅に変更する必要がある場合

（ニ） 資金計画を大幅に変更する必要がある場合

② 変更の申請の様式及び内容

支援計画の変更の申請の様式は省令様式第十二に定めるとおりとし、その記載内容は次の表のとおりとする。変更事項の内容の記載に当たっては、変更前と変更後を対比して記載するものとする。

内 容	様 式
1. 変更事項の内容	14-(1)
2. 変更の事由	14-(1)
3. 民法第34条の規定により設立された法人等については、総会又は総代会において変更の認定の申請をすることを議決した日	14-(2)

(3) 変更の申請手続等

(イ) 変更の申請手続等

1. 及び3. (1) から (3) までの規定は、支援計画の変更について準用する。

(ロ) 支援計画の変更の認定の申請に係る添付書類

変更に係る認定申請書を提出する場合には、支援事業の実施状況を記載した書類及び次に掲げる区分に応じ、次に定める書類を添付しなければならない。

(a) 民法第34条の規定により設立された法人等の添付書類

(i) 支援計画の変更に伴い定款又はこれに準ずるもの若しくは構成員の氏名又は名称を記載した名簿に変更があった場合には、変更後の定款又はこれに準ずるもの若しくは構成員の氏名又は名称を記載した名簿

(ii) 最近一期間の実施報告書等

(b) 営利法人等上記(a)及び個人以外の者の添付書類

(i) 支援計画の変更に伴い定款又はこれに準ずるものに変更があった場合には、変更後の定款又はこれに準ずるもの

(ii) 最近一期間の実施報告書等

(5) 助成措置

法第13条第1項の認定又は第14条第1項の変更の認定を受けた支援計画に基づいて支援計画の作成主体が実施する支援事業に対する助成措置については、別に定めるところによる。

(6) 認定の取消し

経済産業大臣は、認定支援計画に係る支援事業を実施する者又はその構成員が当該認定支援計画（変更があった場合は、その変更後のもの）に基づく事業の全部又は一部を実施せず、かつ、当該事業の実施期間中に当該事業を実施する見込みがなく、その結果当該認定支援計画が4. の認定基準に該当しなくなると認める場合には、法第14条第3項の規定に基づき、当該計画の認定を取り消すことができる。

4. 支援計画の認定基準

支援計画の認定基準は、次のとおりとする。

- ① 省令第21条第1号から第3号に掲げる支援事業の目標、内容、実施する場所及び実施時期が、基本指針に照らして適切なものであること。
- ② 後継者の確保・育成事業を行う場合、中長期的な観点から総合的かつ効率的な人材育成システムの確立、実施体制の整備に努め、カリキュラムについても、基礎的技術の効率的な習得に主眼を置くとともに、伝統的な技術又は技法に熟練した者を講師として登用する等地域性を活かした内容とすること。
- ③ 産地プロデューサーが伝統的工芸品産業に係る従事者の研修、需要の開拓又は新商品の開発、製造等に関する事業を行う場合、産地の実態や課題を的確に分析・把握し、産地の製造事業者等と協力しつつ、現代の消費者ニーズ等を踏まえた先進的な取組を実施することにより、従事者の資質の向上、需要の拡大等の効果を具体的に上げることが見込まれることであること。
- ④ 省令第21条第4号に掲げる支援事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法が、当該支援事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- ⑤ 当該支援事業の実施が、当該指定地域の伝統的工芸品産業の振興に著しく寄与するものであること。
- ⑥ 当該支援計画の作成主体が、1.に掲げる要件を満たすこと。
- ⑦ 都道府県知事（申請に係る指定地域が2以上の都道府県の区域にわたる場合にあっては関係する都道府県知事を含む。）が当該支援事業に対し消極的な意見を表明していないものであること。また、2以上の都道府県知事から意見書の提出があった場合においては、これらの知事の意見が調整されているものであること。

VII. 指導・監督等

1. 経済産業局の指導連絡事務等

- (1) 経済産業局は、管轄区域において伝統的工芸品産業について関係都道府県及び市町村と協力してその実態等を把握し、その結果をII.からVI.までに掲げる計画の策定に反映させるものとする。
- (2) 経済産業局は、本省並びに関係都道府県及び市町村と連絡を密にして、管轄区域における伝統的工芸品産業の振興の推進、指導について総合的な調整に当たるものとする。
- (3) 経済産業局は、伝統的工芸品産業の振興の指導に当たっては、必要に応じ、次の2.に規定する伝統的工芸品産業地方連絡協議会を活用できるものとする。

2. 伝統的工芸品産業地方連絡協議会

- (1) 必要に応じ、経済産業局に伝統的工芸品産業地方連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置することができ、その庶務は経済産業局が行うものとする。
- (2) 協議会は、当該経済産業局管内の伝統的工芸品産業の総合的な振興策の検討及びII.からVI.までに掲げる計画の内容等を検討し、意見調整を図るものとする。
- (3) 協議会の構成員は、経済産業局、地方公共団体（総合指導所、試験研究機関を含む。）、株式会社日本政策金融公庫等関係金融機関、学識経験者、業界の代表者等とするものとする。

3. 実施状況報告書の徴収

経済産業大臣は、必要に応じ、法第22条の規定に基づき、II. からVI. までに掲げる計画の認定を受けた者に対し、直接、報告を求めることができるものとする。

4. 認定計画に基づく事業を実施しなかった場合の措置

経済産業大臣は、正当な理由なく、II. からVI. までの認定計画に基づく事業を実施しなかった構成員がいる場合、II. からVI. までの認定計画に基づく事業を行っている者に対し、当該構成員に係る補助金等の適用の停止の指示し、この旨を都道府県知事又は市町村長に通知するものとする。

5. 助成措置の停止

計画の認定の取消しを受けた者及びその構成員に対しては、II. からVI. までに掲げる助成措置を全て停止するものとする。

6. 連絡

上記のほか、協議会、経済産業局、本省等各関係機関は、伝統的工芸品産業の振興に当たっては、伝統的工芸品の指定、計画の作成、II. からVI. までの認定計画に基づく事業の実施の各段階を通じて業界団体、都道府県及び市町村の諸施策との整合性をもたせて十分に指導を行うよう連絡を密にするものとする。

7. その他

(1) 金融機関等に関する読み替え

この要領中、次の表の左欄の語を沖縄県地域においては右欄の語に読み替えて運用するものとする。

経済産業局	沖縄総合事務局
株式会社日本政策金融公庫	沖縄振興開発金融公庫

(2) 法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準、標準処理期間及び不利益処分

法に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項による処分の基準は、次のとおりとする。

① 審査基準

(イ) 法第4条第1項の規定による振興計画の認定及び第5条第1項の規定による振興計画の変更の認定に係る審査基準は、要領II. 4. (1) のとおりとする。

(ロ) 法第7条第1項の規定による共同振興計画の認定及び第8条第1項の規定による共同振興計画の変更の認定に係る審査基準は、要領III. 4. のとおりとする。

(ハ) 法第9条第1項の規定による活性化計画の認定及び第10条第1項の規定による活性化計画の変更の認定に係る審査基準は、要領IV. 4. のとおりとする。

(ニ) 法第11条第1項の規定による連携活性化計画の認定及び第12条第1項の規定による連携活性化計画の変更の認定に係る審査基準は、要領V. 4.

のとおりとする。

(ホ) 法第13条第1項の規定による支援計画の認定及び第14条第1項の規定による支援計画の変更の認定に係る審査基準は、要領VI. 4. のとおりとする。

② 標準処理期間

法の規定に基づく申請に係る処分の標準処理期間は、次の表のとおりとする。

処 分 名	標準処理期間
第4条第1項の振興計画の認定	
第7条第1項の共同振興計画の認定	
第9条第1項の活性化計画の認定	25日
第11条第1項の連携活性化計画の認定	
第13条第1項の支援計画の認定	
第5条第1項の振興計画の変更の認定	
第8条第1項の共同振興計画の変更の認定	
第10条第1項の活性化計画の変更の認定	18日
第12条第1項の連携活性化計画の変更の認定	
第14条第1項の支援計画の変更の認定	

③ 不利益処分

(イ) 法第5条第3項の規定による認定振興計画の認定の取消しに係る処分の基準は、要領II. 3. (6) のとおりとする。

(ロ) 法第8条第3項の規定による認定共同振興計画の認定の取消しに係る処分の基準は、要領III. 3. (6) のとおりとする。

(ハ) 法第10条第3項の規定による認定活性化計画の認定の取消しに係る処分の基準は、要領IV. 3. (6) のとおりとする。

(ニ) 法第12条第3項の規定による認定連携活性化計画の認定の取消しに係る処分の基準は、要領V. 3. (6) のとおりとする。

(ホ) 法第14条第3項の規定による認定支援計画の認定の取消しに係る処分の基準は、要領VI. 3. (6) のとおりとする。

附 則（平成23・07・01情局第5号）

（適用）

1. この要領は、平成23年7月1日から適用する。

2. この要領の適用の日において現に振興計画を実施している者のうち2以上の製造協同組合等の連名で当該振興計画の認定を受けた者は、当該振興計画が終了した後に実施する振興計画の申請については、なお従前の例によることができるものとする。

附 則（20130614情局第4号）

この要領は、平成25年6月14日から適用する。

附 則(20150619情局第2号)

この要領は、平成27年6月26日から適用する。